

## 当座勘定規定 新旧対照表

改訂前	改訂後
<p>当座勘定規定(一般用)</p> <p>第1条～第7条 (省略)</p> <p>第8条(手形、小切手の支払)</p> <p>(1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>(2) (追加)</p> <p>(3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</p> <p>第9条(手形、小切手用紙)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) (追加)</p> <p>(5) (省略)</p> <p>(6) (省略)</p> <p>(7) (追加)</p> <p>第10条～第17条 (省略)</p> <p>第18条(印鑑照合等)</p> <p>(1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(2) 手形、小切手として使用された用紙を、相当の注意をもって第9条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>第19条～第28条 (省略)</p> <p><del>第29条(個人情報センターへの登録)</del>  <del>個人取引の場合において、つぎの各号の事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人情報センターに5年間(ただし、下記第3号の事由の場合のみ6ヵ月間)登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人情報機関の加盟会員は自己の取引上の判断のため利用で</del></p>	<p>当座勘定規定(一般用)</p> <p>第1条～第7条 (省略)</p> <p>第8条(手形、小切手の支払)</p> <p>(1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>(2) 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること(その旨について書面の交付を求めることを含みます)があります。</p> <p>(3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</p> <p>第9条(手形、小切手用紙)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、ただちに当行宛に連絡してください。</p> <p>(5) (省略)</p> <p>(6) 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</p> <p>(7) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当行所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p> <p>第10条～第17条 (省略)</p> <p>第18条(印鑑照合等)</p> <p>(1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名(電磁的記録により当行に画像としてされるものを含みます)を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(2) 手形、小切手として使用された用紙(電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます)を、相当の注意をもって第9条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>第19条～第28条 (省略)</p> <p>(削除)</p>

## 当座勘定規定 新旧対照表

~~きるものとしします。~~

- ~~① 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。~~
- ~~② 手形交換所の取引停止所分を受けたとき。~~
- ~~③ 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。~~

第30条以降、条文項番繰り上げ

### 約束手形用法

- 1～3 (省略)
4. (1) (省略)
- (2) 金額はアラビア数字(算用数字、1、2、3……)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには※、★などの終止符号を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。
- (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壺、弍、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。
- (4) (追加)
5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印を捺印してください。
- 6～9 (省略)
- (追加)

### 約束手形用法

- 1～3 (省略)
4. (1) (省略)
- (2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3……)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。
- (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。
- (4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特に捺印や金額の複記が金額欄に重ならないようにしてください。
5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印を捺印してください。ただし、訂正の記載や捺印が金額欄、銀行名に重ならないようにしてください。

6～9 (省略)

#### ●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1			2			3		4			5		6		
漢数字	壹	壺	弍	弍	弍	貳	貳	参	参	四	泗	肆	五	伍	六	陸

7		8		9		10		100		1,000		10,000				
七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	什	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬

<その他> 金、円、圓(円の異字体)、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異字体、崩し字のご使用はお控えください。

## 当座勘定規定 新旧対照表

為替手形用法	為替手形用法																																																																	
1～4 (省略)	1～4 (省略)																																																																	
5. (1) (省略) (2)金額はアラビア数字(算用数字、1、2、3……)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには※、★などの終止符号を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。 (3)金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、尅、弍、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。	5. (1) (省略) (2)金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3……)で記入するときは、チェックライターを使用し金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。 (3)金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。 (4)金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特に捺印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。																																																																	
(4) (追加)																																																																		
6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印を捺印してください。	6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印を捺印してください。ただし、訂正の記載や捺印が、金額欄、銀行名に重なることがないようにしてください。																																																																	
7～11 (省略)	7～11 (省略)																																																																	
	●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td></td> <td colspan="3">1</td> <td colspan="3">2</td> <td colspan="2">3</td> <td colspan="3">4</td> <td colspan="2">5</td> <td colspan="2">6</td> </tr> <tr> <td>漢数字</td> <td>壹</td><td>尅</td><td>弍</td> <td>弍</td><td>弍</td><td>貳</td><td>貳</td> <td>参</td><td>参</td> <td>四</td><td>泗</td><td>肆</td> <td>五</td><td>伍</td> <td>六</td><td>陸</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td colspan="3">7</td> <td colspan="2">8</td> <td colspan="2">9</td> <td colspan="2">10</td> <td colspan="2">100</td> <td colspan="2">1,000</td> <td colspan="2">10,000</td> </tr> <tr> <td>七</td><td>漆</td><td>質</td> <td>八</td><td>捌</td> <td>九</td><td>玖</td> <td>拾</td><td>什</td> <td>百</td><td>陌</td><td>佰</td> <td>千</td><td>仟</td><td>阡</td> <td>万</td><td>萬</td> </tr> </table> <その他> 金、円、圓(円の異字体)、億 ※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異字体、崩し字のご使用はお控えください。		1			2			3		4			5		6		漢数字	壹	尅	弍	弍	弍	貳	貳	参	参	四	泗	肆	五	伍	六	陸	7			8		9		10		100		1,000		10,000		七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	什	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬
	1			2			3		4			5		6																																																				
漢数字	壹	尅	弍	弍	弍	貳	貳	参	参	四	泗	肆	五	伍	六	陸																																																		
7			8		9		10		100		1,000		10,000																																																					
七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	什	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬																																																		
小切手用法	小切手用法																																																																	
1～3 (省略)	1～3 (省略)																																																																	
4. (1) (省略) (2)金額はアラビア数字(算用数字、1、2、3……)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには※、★などの終止符号を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。 (3)金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、尅、弍、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。	4. (1) (省略) (2)金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3……)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。 (3)金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。 (4)金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特に捺印																																																																	
(4) (追加)																																																																		

## 当座勘定規定 新旧対照表

5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印を捺印してください。

6～9

(省略)

や金額の複記が金額欄に重ならないようにしてください。

5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印を捺印してください。ただし、訂正の記載や捺印が、金額欄、銀行名に重ならないようにしてください。

6～9

(省略)

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1		2			3		4		5		6				
漢数字	壹	壱	弍	弐	弑	貳	貳	参	參	四	泗	肆	五	伍	六	陸

7		8		9		10		100		1,000		10,000				
七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	什	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬

<その他> 金、円、圓 (円の異字体)、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異字体、崩し字のご使用はお控えください。